

2014. 7
通巻 第127号

えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultant



佐田岬

contents

- 平成 26 年度通常総会 1
- 平成 25 年度事業報告 4
- 平成 26 年度事業計画 9
- 理事会だより 14
- 新入会員紹介 19
- 社会保険労務士倫理綱領 21

平成26年度愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

平成26年6月13日午後2時より、東京第一ホテル松山において平成26年度通常総会が開催された。成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があり、長谷川愛媛県副知事、野口厚生支局長、田中愛媛労働局長、今泉日本年金機構四国ブロック本部管理部長、大槻最高顧問の来賓の皆様方よりご祝辞を賜った。議長には南予支部三好研治会員、副議長には東予支部飯尾泰子会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。続いて議事に入り、提出議案について質疑応答がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第5号議案についてすべて原案通り承認された。

- 議 事 第1号議案 平成25年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成25年度決算報告承認の件
- 第3号議案 平成26年度事業計画案審議に関する件
- 第4号議案 平成26年度収入支出予算案審議に関する件
- 第5号議案 愛媛県社会保険労務士会役員選出規則案審議に関する件

総会終了後、記念講演会が開催された。

テーマ 「個別労働紛争と社会保険労務士の役割」

～個別労働紛争の中で、
今後の社会保険労務士は如何に取り組むべきか～

講 師 松山大学法学部教授 村田 毅之 氏



来賓ご芳名（順不同・敬称略）

- | | | |
|-----------------------------|---------|--------|
| 愛媛県 | 副 知 事 | 長谷川 淳二 |
| 〃 経済労働部管理局 | 労政雇用課長 | 菱谷 文彦 |
| 四国厚生支局 | 支 局 長 | 野口 尚 |
| 松山市 | 副 市 長 | 山口 最文章 |
| 愛媛労働局 | 局 長 | 田中 敏章 |
| 〃 労働基準部 | 部 長 | 神戸 崇 |
| 〃 職業安定部 | 部 長 | 浮地 和宏 |
| 〃 労働基準部 | 監 督 課 長 | 真鍋 俊正 |
| 日本年金機構四国ブロック本部 | 管 理 部 長 | 今泉 礼三 |
| 〃 松山西年金事務所 | 所 長 | 田村 誠 |
| 〃 松山東年金事務所 | 所 長 | 谷口 茂材 |
| 全国健康保険協会愛媛支部 | 支 部 長 | 桑原 毅 |
| 全国社会保険労務士会連合会 | 最 高 顧 問 | 大槻 哲也 |
| 松山大学・法学部 | 教 授 | 村田 毅之 |
| 全国社会保険労務士会連合会・社会保険労務士総合研究機構 | 所 長 | 長野 裕 |
| 愛媛県司法書士会 | 会 長 | 矢野 浩司 |
| 愛媛県行政書士会 | 会 長 | 徳井 廣志 |
| 四国税理士会愛媛県支部連合会 | 副 会 長 | 永井 卓也 |
| 愛媛弁護士会 | 副 会 長 | 山本 明宏 |
| 愛媛県土地家屋調査士会 | 副 会 長 | |
| 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会 | 理 事 | 松岡 稔 |
| 公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部 | 支 部 長 | 吉岡 靖展 |
| 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛媛支部 | 事 務 局 長 | 井上 順三 |
| 株式会社ゆうちょ銀行四国エリア本部 | 副 本 部 長 | 山口 裕 |
| 日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛） | 所 長 | 市川 武志 |

労働紛争関与額
上限上げ要求へ
国に異社労士会
異社労務士会
は13日、松山市で総会
を開き、2014年度
の事業計画を決めた。
社会保険労務士が関与
できる紛争目的価額の
上限引き上げなどを国
に求めたい。

労働紛争解決センタ
ーで、社会保険労務士
が単独で個別労働関係
紛争をあっせん手続き
を行う際、2014年度
の事業計画を決めた。
社会保険労務士が関与
できる紛争目的価額の
上限引き上げを、国に
求めたい。

労働相談を行う医療労
務管理相談コーナー事
業や、職業倫理を確立
するための研修の充実
も盛り込んだ。
横本 恭弘会長は法
令の順守や人材育成
に触れ、地域から信頼
され認知されるために
知識をつけ、会員が
力を合わせて研さん

を重ねてい」と述べた。
(長谷川悠介)

平成26年6月14日(土) 愛媛新聞

- | | |
|-------------|-------------|
| 衆議院議員 塩崎 恭久 | 衆議院議員 村上誠一郎 |
| 衆議院議員 白石 徹 | 衆議院議員 山本 公一 |
| 参議院議員 山本 順三 | 参議院議員 井原 巧 |
| 参議院議員 山本 博司 | |



総会ご挨拶

愛媛県社会保険労務士会

会長 横本 恭弘

平成26年度の通常総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
 例年、紫陽花の花が色を深めるこの季節に催しております通常総会ですが、今回も無事に開催の運びと相成りました。
 本日は、公務ご多忙の折、ご来賓の皆様のご臨席をいただいております。
 愛媛県知事 中村時広様 代理長 谷川副知事様、野口四国厚生支局長様、田中愛媛労働局長様、今泉日本年金機構四国ブロック本部管理部長様はじめ各行政機関の皆様方、本日は大変お忙しい中、ご臨席をいただきありがとうございます。
 全国社会保険労務士会連合会からは、大変お忙しい中、大槻最高顧問にお越しいただきました。ありがとうございます。
 会員の皆様方におかれましては、本日はご多用のところ、「通常総会」にご出席をいただきまして、誠に有難うございます。また、平素より、当会の活動に対しまして、ひとかたならぬご協力とお力添えを賜り、厚く御礼を申し上げます。
 さて、アベノミクスによって景気回復が期待される昨今ではございますが、どうやら、放たれた矢は経済活動を行う企業やエンドユーザーにはまだ届いていないようで、我々を取り巻く環境もまた、依然として大変厳しい状況にあると言えます。
 景気回復が早期実現されることを心から願っておりますが、やはり回復を待つばかりではなく、我々自身が行動を起こすことが何よりも肝要だと考えております。
 さて、会長に選任いただきましてから、ちょうど1年が経過しました。
 昨年10月に開催いたしました45周年講演会では、今後の社会保険労務士としてのあるべき姿のヒントをいただいた講演会になりました。
 そして、今年は50周年に向けての新たなスタートの年になります。昨年、会長就任後の会報に、これから先の社会保険労務士としての存在意義や基本的な考え方を明らかにし、愛媛会は会員の皆様と力を合わせてどのような目標を達成しようとしているのかという、まずは、50周年に向けてのビジョンを打ち立てると書かせていただきました。
 この50周年ビジョンとして、「地域からアテにされ、信頼される社会保険労務士として認知されている」掲げさせていただきます。
 このビジョン実現のために連合会に設置されています「社労士制度戦略室」の提言を参考にして、会員同士が力を合わせ、より一層の研鑽と様々な知識の共有をしまいたいと思っております。
 「地域からアテにされ、信頼される社会保険労務士として認知されている」ための最重要点は、社労士としての職業倫理です。
 社労士の職業倫理は、法第1条の2に「社会保険労務士の職責」として明示されており、この条文では「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない」として、社労士が遵守すべき職業人としての責務が規定され、今日までその精神が受け継がれています。
 一般的に「職業倫理」という考え方は、「特定の職業に携わる者が、その社会的使命等を果たすために基準とする指針」などと解釈されます。
 また、「職業倫理」とは、社会が、ある特定集団に対して求める行動規範であるといえます。この意味において職業倫理は、「自己と組織成長の基盤」であるといえます。
 職業倫理の要素としては、「協調性」、「積極性」、「規律性」、「責任性」などが主要な要素として挙げられます。
 この中で、「協調性」、「積極性」といった要素は、組織発展機能に必要な要素であり、「規律性」、「責任性」などは組織安定機能に必要な要素となります。仮に組織構成員である個々の会員による非職業倫理的な行動が頻発あるいは継続すると、社会（世間）はその姿勢が、社労士組織全体の倫理体質とイメージすることになり、マイナス要素になることは間違いなく、言うに及ばないところです。
 我々社労士は、人事労務管理業務を通じて、企業における労使の安定的な発展と、労働社会保険分野における国民の皆様より一層の安心・安全を目指し、関係法令の遵守、労務コンプライアンスの徹底を図り、また、人を育て活かす視点を持って、社会の発展に寄与していかねばなりません。
 いまや社労士は、これまでの行政の外延的存在から脱却し、自主自立の精神のもとに自らを律していくことが求められ、人事労務管理のプロとしての自覚と誇りが求められています。社労士制度の発展は、会員の皆様一人ひとりの社労士としての発展にほかなりません。そのためには、すべての社労士が、社労士としての職業倫理をより一層高め、社会の要請に応え得る専門家になることが極めて重要であると考えます。
 これらのことを踏まえ、今年度はこれまで以上に研修を充実させ、精力的な活動を展開させてまいる所存でございます。研修が皆様にとってプラスとなる好機に繋げていきたいと強く思いますし、何より、今後の社会保険労務士として活路を見出そうとする皆様の想いが、ひとつになったとき、そのエネルギーは大変大きいものになると、私は確信しております。
 本日は今までにない試みとして、政治連盟の総会終了後、連合会の社会保険労務士総合研究機構所長でもあります、松山大学法学部村田毅之教授を講師にお迎えし、講演会を開催させていただきます。
 内容は今後の社会保険労務士の役割、将来像等についてで、これから50周年に向けての方向性を示していただけるものと思います。
 また今年度も、いろいろな困難が待ち受けていると思いますが、皆様、笑顔を忘れず、プラス思考で何事にも取り組んでまいりましょう。
 さて、これより平成25年度事業報告、収支決算、平成26年度事業計画案、収支予算案等、多数の議案を上程させていただきます。十分にご審議をいただきました後にご承認を賜りたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

祝 辞

全国社会保険労務士会連合会

会 長 大 西 健 造

本日ここに、愛媛県社会保険労務士会平成26年度通常総会が盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

また、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、日頃より、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、第8次社労士法改正の状況についてご報告申し上げたいと存じます。第8次法改正につきましては、会員の皆様方並びに全国社会保険労務士政治連盟のご支援とご熱心な活動により、今国会での成立まであと一歩というところまで進んできております。今回の法改正の概要につきましては、月刊社労士5月号の冒頭に掲載されておりますので、ご覧いただければと存じます。今後も全国政連との強固な協力関係のもとに成就に向けて努力をいたす所存でございますので、引き続き変わらぬご支援を賜りたくお願い申し上げます。

さて、私は昨年六月の会長就任以来、所信に掲げました「社会保険労務士制度推進戦略室」の新規創設、そして有識者理事の委嘱を進め、さらには、先ほど法改正のご報告の際に申し上げましたとおり、全国政連との関係強化の3つの項目について、注力してまいりました。

特に、「社会保険労務士制度推進戦略室」につきましては、社会保険労務士制度に直結する喫緊の重要課題に迅速かつ的確に対応することを目的に昨年10月、連合会に設置いたしました。

今年度におきましても「社会保険労務士制度推進戦略室」の取り組みとして掲げました、5つの基本的スタンスを柱に据えて、社会保険労務士業界の将来像を展望し、斯業の発展に尽力してまいります。

柱の1つ目は、「社労士のビジネス業域の拡大」でございます。

1～2号業務の拡充はもとより、社労士の専門分野に特化した3号業務の商品化を通じて、新たな業域への進出を図っていくことによって、3号業務の「付加価値」を高めていかなければならないと考えております。具体的には、勤務医、看護師等の医療業界における労働環境の整備及び定着を大きな課題として、厚生労働省、日本医師会、日本看護協会等と連携して、医療業界の労働環境改善に向けた積極的な取り組みを進めてまいります。

社労士は労務管理の専門家ではありますが、現時点では医療業界の労務管理の特殊性や実務に関する知識を十分に蓄えているとは考えておりません。その部分を補完するために連合会では、社会保険労務士総合研究機構と連携して医療業界の調査研究を行い、研修テキストとカリキュラムを策定し、昨年度末に「医療労務コンサルタント研修」の伝達研修を実施し、都道府県会においても会員向け研修を実施いただいているところでございます。

また、医療業界に留まらず、介護や建設業界においてもビジネスの業域が拡大できるよう引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

2つ目は、「社労士の社会貢献活動」でございます。

就労や年金等に関する学校教育、成年後見制度、地方自治体等の労働条件審査といった行政協力等については、今年度も一層推進してまいります。

また、新たな取り組みといたしましては、厚生労働省が推進する「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県に設置するにあたり、労務管理面のアドバイザーとして社労士を配置したい旨の協力要請がございましたので、先ほどのビジネス業域の拡大においてご報告申し上げました「医療労務コンサルタント研修」を通じて、専門家を養成していくことにより、社会貢献を果たしてまいりたいと考えております。

3つ目は、「社労士の業域保全」でございます。

業際問題につきましては、他士業との幾多の厳しい交渉等を重ねており、妥協しない所存でございます。引き続き、重要な課題と位置付け、非社労士、社労士法人以外の法人や他士業に業域を侵害されないよう注視するとともに、侵害行為に対しては、厳格に対処してまいりたいと考えております。

4つ目は、「広域的な広報活動の展開」でございます。

会員向けの広報については、連合会及び都道府県会が得た有益な情報を速やかに周知するとともに、国民に向けては、社労士のさらなる知名度向上を目指し、雇用と労働に重点を置いた社労士制度の活用の周知を行ってまいります。

最後に5つ目は、「国際化事業」でございます。

急速な経済発展を遂げている周辺諸国においては、労働社会保険諸法令の整備とともに当該法令を熟知した専門家の要請が急務であるとの認識が広がっております。そのような時代の要請に対し、社労士制度は大いに貢献できるものと捉え、インドネシア共和国における社労士制度構築支援をはじめ、関係各国との積極的な交流を進めるとともに、良好な関係の構築に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上5つのテーマを柱に、今年度も社労士制度の発展に取り組んでまいります。また、国民の生活に密着して社労士が関わるべきテーマについては、会員の皆様への周知とともに、タイムリーに意見表明や見解発表を行うことにより、国民の皆様にも連合会の方向性並びに社労士制度へのご理解、信頼を得られるよう精励恪勤してまいります。

また、昨年度は社労士制度創設45周年をむかえ、各地で記念式典等を実施いただいたところでございますが、連合会では、今年度から制度創設50周年という大きな節目に向けて、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます、私のお祝いの言葉といたします。

平成25年度事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

平成25年度の我が国経済は、「アベノミクス」効果により若年層の雇用状況が好転し、愛媛県の新規求人数（原数値）は、右肩上がりに増加している。一方で4月に消費税が8%となり、来年10月には10%への引き上げが予定されており、我が国企業の多くを占める中小・零細企業においては依然として経営環境は厳しい状況が継続している。

昨年は法制定45周年を迎え記念講演会等を開催し、高度情報化社会における社会保険労務士は、不断の研鑽とサービス向上、社会保険労務士としての役割を貫徹して、社会のニーズ、特に事業主が社労士に何を求めているのか、問うてみる必要があるのではないかという方向性等の問題提起をいただいた。

また倫理綱領にある「品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。」を事業実施の基本においた。

このような中、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携のもと、平成25年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

1. 第8次法改正への対応

- (1) 第8次法改正に向けて簡易裁判所における個別労働関係紛争に関する訴訟代理権、労働審判制度における代理権、地方裁判所以上の審級における出廷陳述権及び社労士会労働紛争解決センターをはじめとする民間認証ADR機関での単独受任による紛争目的価額60万円の制限撤廃、一人法人制度の導入等のために、政治連盟と連携して関係機関に積極的に要請するなど取り組んだ。

2. 社会保険労務士業務の拡充に関する事業

- (1) 労働条件審査業務の導入促進については、愛媛県及び松山市への働きかけを行い労働条件審査業務の周知に取り組み、一定のご理解をいただいた。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター愛媛」（以下「センター愛媛」という。）の活用促進にあたり、総合労働相談所との連携を強化し、引き続きあっせん申し立て費用の無料化や利便性の向上を図った。
- (3) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の契約の最終年で、全国のオフィスの中で、トップの相談件数を達成した。
- (4) 成年後見制度への参入については、他県の社会保険労務士会の取り組み状況の情報収集を行い、一般社団法人の設立が可能なのか検討をした。

3. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行った。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国ブロック本部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における年金相談窓口等の運營業務を引き続き受託した。
- (5) 社会保険労務士国家試験について会員の協力を得て円滑に実施した。また、紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力し円滑に実施した。
- (6) 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り支援をした。

4. 広報に関する事業

- (1) 労働保険の年度更新・社会保険の算定基礎届の時期に併せて、ラジオ広告等により周知を図った。また、社会保険労務士制度推進月間に併せて、新聞広告、ラジオ広告等を実施して街頭相談会の周知を図る等積極的活動をした。
- (2) ホームページをより多くの人に見てもらえるよう、タイムリーな更新を心がけた。
- (3) 総合労働相談所における相談事業の実施を通じて社会保険労務士の活動についての広報に努めた。

5. 愛媛会組織の充実強化

- (1) 支部の活力ある組織づくりを目指して、支部理事定数の変更や諸規程整備を行った。
- (2) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等連絡会議を開催した。
- (3) 社会保険労務士業務の職域侵害については、業務監察委員会において業務侵害事案への対応を徹底強化し、厳正な対処をした。

6. 会員の資質向上のための研修への参加促進

- (1) 社会保険労務士の社会的地位の向上に伴い、更なる職業倫理の遵守を図るため、対象会員に倫理研修を引き続き実施した。
- (2) 会員の専門能力等向上のため法改正等をテーマとした必須研修を開催した。
- (3) 支部が企画・実施する研修事業を積極的に支援した。

平成25年度決算報告

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------|---------------|---------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 19,362,819 | 17,343,540 | 2,019,279 |
| 未 収 金 | 5,410,823 | 9,189,048 | △ 3,778,225 |
| 立 替 金 | 0 | 6,000 | △ 6,000 |
| 流動資産合計 | 24,773,642 | 26,538,588 | △ 1,764,946 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (2) 特定資産 | | | |
| 会館維持積立金 | 9,441,614 | 8,440,263 | 1,001,351 |
| 記念事業積立金 | 2,052,752 | 3,051,872 | △ 999,120 |
| 特定資産合計 | 11,494,366 | 11,492,135 | 2,231 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 建 物 | 44,557,538 | 45,564,488 | △ 1,006,950 |
| 什器備品 | 591,466 | 566,654 | 24,812 |
| 土 地 | 25,245,000 | 25,245,000 | 0 |
| ソフトウェア | 194,880 | 292,320 | △ 97,440 |
| その他固定資産合計 | 70,588,884 | 71,668,462 | △ 1,079,578 |
| 固定資産合計 | 82,083,250 | 83,160,597 | △ 1,077,347 |
| 資産合計 | 106,856,892 | 109,699,185 | △ 2,842,293 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未 払 金 | 1,524,600 | 1,295,175 | 229,425 |
| 前受会費 | 480,000 | 360,000 | 120,000 |
| 預 り 金 | 322,799 | 481,149 | △ 158,350 |
| 流動負債合計 | 2,327,399 | 2,136,324 | 191,075 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 長期借入金 | 28,644,000 | 30,648,000 | △ 2,004,000 |
| 固定負債合計 | 28,644,000 | 30,648,000 | △ 2,004,000 |
| 負債合計 | 30,971,399 | 32,784,324 | △ 1,812,925 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産合計 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | 75,885,493 | 76,914,861 | △ 1,029,368 |
| (うち特定資産への充当額) | (11,494,366) | (11,492,135) | (2,231) |
| 正味財産合計 | 75,885,493 | 76,914,861 | △ 1,029,368 |
| 負債及び正味財産合計 | 106,856,892 | 109,699,185 | △ 2,842,293 |

財 産 目 録

(平成26年3月31日現在)

(単位：円)

| 貸借対照表科目 | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金 額 |
|---------|----------|------------|-------------|
| (流動資産) | | | |
| 現金 | 手元保管 | 運転資金として | 133,682 |
| 預金 | 普通預金 | | 10,037,969 |
| | 伊予銀行本店 | 一般会計 | 567,804 |
| | 伊予銀行松山駅前 | 一般会計 | 9,469,973 |
| | 伊予銀行松山駅前 | 連合会試験事務 | 192 |
| | 定期預金 | | 9,191,168 |
| | 伊予銀行松山駅前 | 一般会計 | 9,191,168 |
| | 未収金 | | 5,410,823 |
| | 愛媛労働局 | 中小企業相談支援事業 | 5,410,823 |
| 流動資産合計 | | | 24,773,642 |
| (固定資産) | | | |
| 特定資産 | | | |
| | 会館維持積立金 | | 9,441,614 |
| | 普通預金 | | 9,441,614 |
| | 伊予銀行松山駅前 | | |
| | 記念事業積立金 | | 2,052,752 |
| | 定期預金 | | 2,052,752 |
| | 伊予銀行松山駅前 | | |
| その他固定資産 | | | 70,588,884 |
| | 建物 | | 44,557,538 |
| | 什器備品 | | 591,466 |
| | 土地 | | 25,245,000 |
| | ソフトウェア | | 194,880 |
| 固定資産合計 | | | 82,083,250 |
| 資産合計 | | | 106,856,892 |
| (流動負債) | | | |
| 未払金 | | | 1,524,600 |
| 社労士謝金 | 年金事務所謝金 | | 1,524,600 |
| 前受会費 | | | 480,000 |
| 預り金 | | | 322,799 |
| 所得税 | | | 185,376 |
| 社会保険料 | | | 66,423 |
| 連合会 | | | 71,000 |
| 流動負債合計 | | | 2,327,399 |
| (固定負債) | | | |
| 長期借入金 | | | 28,644,000 |
| SRセンター | | | 20,000,000 |
| 伊予銀行 | | | 8,644,000 |
| 固定負債合計 | | | 28,644,000 |
| 負債合計 | | | 30,971,399 |
| 正味財産 | | | 75,885,493 |

正味財産増減計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：円)

| 科 目 | 予算額 | 当年度(イ) | 前年度(ロ) | 増減(イ-ロ) |
|-----------------------|------------|------------|------------|--------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| 受取会費 | 32,046,000 | 32,218,500 | 32,064,000 | 154,500 |
| 入会金 | 750,000 | 850,000 | 1,000,000 | △ 150,000 |
| 会員会費 | 31,296,000 | 31,368,500 | 31,064,000 | 304,500 |
| 事業収益 | 37,187,000 | 29,073,082 | 52,597,927 | △ 23,524,845 |
| 年金事務所受託収入 | 21,259,000 | 17,760,801 | 15,119,658 | 2,641,143 |
| 一体的実施事業受託収入 | 0 | 0 | 19,281,374 | △ 19,281,374 |
| 街角の年金相談センター(オアシス)受託収入 | 2,500,000 | 2,399,670 | 2,526,824 | △ 127,154 |
| 試験事務受託収入 | 400,000 | 403,763 | 403,750 | 13 |
| 中小企業相談支援事業受託収入 | 9,169,000 | 5,410,823 | 9,189,048 | △ 3,778,225 |
| ゆうちょ銀行受託収入 | 3,859,000 | 3,098,025 | 5,396,745 | △ 2,298,720 |
| 65歳雇用確保達成事業受託収入 | 0 | 0 | 383,258 | △ 383,258 |
| 地域社会保障教育推進事業受託収入 | 0 | 0 | 297,270 | △ 297,270 |
| 受取負担金 | 2,484,000 | 2,151,113 | 2,293,894 | △ 142,781 |
| 研修事業負担金 | 510,000 | 508,000 | 513,000 | △ 5,000 |
| 書物頒布斡旋収入 | 500,000 | 565,585 | 410,930 | 154,655 |
| 東予支部事業負担金 | 646,000 | 527,000 | 578,000 | △ 51,000 |
| 中予支部事業負担金 | 290,000 | 391,000 | 445,000 | △ 54,000 |
| 南予支部事業負担金 | 538,000 | 159,528 | 346,964 | △ 187,436 |
| 受取交付金 | 12,551,000 | 14,022,644 | 12,539,831 | 1,482,813 |
| 連合会等交付金等収入 | 1,921,000 | 2,597,300 | 1,910,078 | 687,222 |
| 各種団体交付金等収入 | 10,630,000 | 11,425,344 | 10,629,753 | 795,591 |
| 雑収益 | 155,000 | 2,351,421 | 233,890 | 2,117,531 |
| 受取利息 | 5,000 | 6,912 | 6,228 | 684 |
| 雑収入 | 150,000 | 2,344,509 | 227,662 | 2,116,847 |
| 経常収益計 | 84,423,000 | 79,816,760 | 99,729,542 | △ 19,912,782 |
| (2) 経常費用 | | | | |
| 1. 連合会支出 | 6,546,000 | 6,532,800 | 6,497,400 | 35,400 |
| 2. 人件費支出 | 29,850,600 | 25,273,901 | 36,661,055 | △ 11,387,154 |
| 給料手当 | 16,740,000 | 14,356,682 | 20,039,344 | △ 5,682,662 |
| 法定福利費 | 3,300,000 | 2,591,811 | 3,167,020 | △ 575,209 |
| 中退共掛金 | 400,000 | 358,680 | 349,400 | 9,280 |
| 謝金 | 9,410,600 | 7,966,728 | 13,105,291 | △ 5,138,563 |
| 3. 事業費支出 | 62,996,400 | 49,039,427 | 58,694,501 | △ 9,655,074 |
| 研修費 | 4,300,000 | 2,840,990 | 3,312,209 | △ 471,219 |
| 広報宣伝費 | 2,838,750 | 2,802,447 | 2,556,870 | 245,577 |
| 総合労働相談事業費 | 1,928,000 | 1,255,251 | 1,191,265 | 63,986 |
| 労働紛争解決センター費 | 1,345,000 | 445,316 | 568,182 | △ 122,866 |
| 年金相談センター費 | 0 | 0 | 16,000 | △ 16,000 |
| 労働条件審査費 | 400,000 | 0 | 0 | 0 |

| 科 目 | 予算額 | 当年度(イ) | 前年度(ロ) | 増減(イ-ロ) |
|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 成年後見制度事業費 | 500,000 | 0 | 0 | 0 |
| 45周年記念事業費 | 1,500,000 | 3,107,708 | 0 | 3,107,708 |
| 会報発行費 | 800,000 | 621,492 | 594,615 | 26,877 |
| 書物頒布斡旋費 | 450,000 | 416,712 | 389,184 | 27,528 |
| 行政等連絡費 | 300,000 | 220,884 | 246,718 | △ 25,834 |
| 行政協力等費 | 21,259,000 | 17,760,912 | 15,139,901 | 2,621,011 |
| 会員厚生費 | 500,000 | 417,776 | 306,846 | 110,930 |
| 名簿発行費 | 300,000 | 121,800 | 165,900 | △ 44,100 |
| 会則等整備費 | 300,000 | 0 | 0 | 0 |
| 表彰費 | 50,000 | 80,000 | 30,000 | 50,000 |
| 東予支部費 | 1,502,000 | 966,934 | 1,211,566 | △ 244,632 |
| 中予支部費 | 2,500,000 | 1,974,710 | 2,156,081 | △ 181,371 |
| 南予支部費 | 888,000 | 559,528 | 696,964 | △ 137,436 |
| 租税公課 | 2,500,000 | 2,132,000 | 4,098,105 | △ 1,966,105 |
| 総会費 | 1,300,000 | 1,371,846 | 1,084,957 | 286,889 |
| 会議費 | 3,477,000 | 2,111,060 | 2,677,420 | △ 566,360 |
| 地域協議会費 | 2,200,000 | 1,412,748 | 693,524 | 719,224 |
| 賃借料 | 800,000 | 548,320 | 1,179,095 | △ 630,775 |
| 旅費交通費 | 1,227,100 | 422,640 | 795,113 | △ 372,473 |
| 印刷製本費 | 800,000 | 675,252 | 1,158,472 | △ 483,220 |
| 通信運搬費 | 1,200,000 | 1,102,889 | 1,267,423 | △ 164,534 |
| 渉外費 | 500,000 | 351,484 | 308,875 | 42,609 |
| 水道光熱費 | 600,000 | 461,443 | 446,911 | 14,532 |
| 支払利息 | 600,000 | 596,928 | 639,001 | △ 42,073 |
| 事務局費 | 3,938,050 | 2,822,129 | 3,447,520 | △ 625,391 |
| 消耗品費 | 70,000 | 27,480 | 126,470 | △ 98,990 |
| 減価償却費 | 1,420,000 | 1,410,748 | 1,359,829 | 50,919 |
| 合同就職面接会費 | 0 | 0 | 7,468,067 | △ 7,468,067 |
| 助成金説明会費 | 0 | 0 | 819,549 | △ 819,549 |
| 職場見学・職場体験実施費 | 0 | 0 | 1,375,299 | △ 1,375,299 |
| セミナー開催費 | 703,500 | 0 | 1,166,570 | △ 1,166,570 |
| 経常費用計 | 99,393,000 | 80,846,128 | 101,852,956 | △ 21,006,828 |
| 当期経常増減額 | △ 14,970,000 | △ 1,029,368 | △ 2,123,414 | 1,094,046 |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 14,970,000 | △ 1,029,368 | △ 2,123,414 | 1,094,046 |
| 一般正味財産期首残高 | 76,914,861 | 76,914,861 | 79,038,275 | △ 2,123,414 |
| 一般正味財産期末残高 | 61,944,861 | 75,885,493 | 76,914,861 | △ 1,029,368 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 61,944,861 | 75,885,493 | 76,914,861 | △ 1,029,368 |

正味財産増減計算書内訳表

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：円)

| 科 目 | 一般会計 | ゆうちょ 年金相談 | 中小企業 相談支援事業 | 街角の年金 相談センター (オフィス) | 合 計 | 備 考 (一般会計) |
|-----------------------|------------|--------------|----------------|---------------------------|------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | | |
| 1. 事業活動収支の部 | | | | | | |
| (1) 事業活動収入 | | | | | | |
| 会費収入 | 32,218,500 | 0 | 0 | 0 | 32,218,500 | |
| 入会金 | 850,000 | 0 | 0 | 0 | 850,000 | (注1) |
| 会員会費 | 31,368,500 | 0 | 0 | 0 | 31,368,500 | (注2) |
| 事業収入 | 18,164,564 | 3,098,025 | 5,410,823 | 2,399,670 | 29,073,082 | |
| 年金事務所受託収入 | 17,760,801 | 0 | 0 | 0 | 17,760,801 | (注3) |
| 街角の年金相談センター(オフィス)受託収入 | 0 | 0 | 0 | 2,399,670 | 2,399,670 | |
| 試験事務受託収入 | 403,763 | 0 | 0 | 0 | 403,763 | (注4) |
| 中小企業相談支援事業受託収入 | 0 | 0 | 5,410,823 | 0 | 5,410,823 | |
| ゆうちょ銀行受託収入 | 0 | 3,098,025 | 0 | 0 | 3,098,025 | |
| 負担金収入 | 2,151,113 | 0 | 0 | 0 | 2,151,113 | |
| 研修事業負担金 | 508,000 | 0 | 0 | 0 | 508,000 | (注5) |
| 書物頒布斡旋収入 | 565,585 | 0 | 0 | 0 | 565,585 | |
| 東予支部事業負担金 | 527,000 | 0 | 0 | 0 | 527,000 | (注6) |
| 中予支部事業負担金 | 391,000 | 0 | 0 | 0 | 391,000 | (注7) |
| 南予支部事業負担金 | 159,528 | 0 | 0 | 0 | 159,528 | (注8) |
| 交付金収入 | 14,022,644 | 0 | 0 | 0 | 14,022,644 | |
| 連合会等交付金等収入 | 2,597,300 | 0 | 0 | 0 | 2,597,300 | (注9) |
| 各種団体交付金等収入 | 11,425,344 | 0 | 0 | 0 | 11,425,344 | (注10) |
| 雑収益 | 2,351,306 | 115 | 0 | 0 | 2,351,421 | |
| 受取利息 | 6,797 | 115 | 0 | 0 | 6,912 | |
| 雑収入 | 2,344,509 | 0 | 0 | 0 | 2,344,509 | (注11) |
| 経常収益計 | 68,908,127 | 3,098,140 | 5,410,823 | 2,399,670 | 79,816,760 | |
| (2) 事業活動支出 | | | | | | |
| 1. 連合会支出 | 6,532,800 | 0 | 0 | 0 | 6,532,800 | (注12) |
| 2. 人件費支出 | 17,087,173 | 2,320,128 | 5,136,600 | 730,000 | 25,273,901 | (注13) |
| 給料手当 | 14,136,682 | 120,000 | 0 | 100,000 | 14,356,682 | |
| 法定福利費 | 2,591,811 | 0 | 0 | 0 | 2,591,811 | |
| 中退共掛金 | 358,680 | 0 | 0 | 0 | 358,680 | |
| 謝金 | 0 | 2,200,128 | 5,136,600 | 630,000 | 7,966,728 | |
| 3. 事業費支出 | 46,317,522 | 778,012 | 274,223 | 1,669,670 | 49,039,427 | |
| 研修費 | 2,585,663 | 0 | 138,882 | 116,445 | 2,840,990 | (注14) |
| 広報宣伝費 | 1,576,647 | 0 | 0 | 1,225,800 | 2,802,447 | (注15) |
| 総合労働相談事業費 | 1,255,251 | 0 | 0 | 0 | 1,255,251 | |
| 労働紛争解決センター費 | 445,316 | 0 | 0 | 0 | 445,316 | |
| 年金相談センター費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 労働条件審査費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 成年後見制度費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 45周年記念事業費 | 3,107,708 | 0 | 0 | 0 | 3,107,708 | (注16) |
| 会報発行費 | 621,492 | 0 | 0 | 0 | 621,492 | (注17) |
| 書物頒布斡旋費 | 416,712 | 0 | 0 | 0 | 416,712 | |
| 行政等連絡費 | 220,884 | 0 | 0 | 0 | 220,884 | (注18) |
| 行政協力等費 | 17,760,912 | 0 | 0 | 0 | 17,760,912 | (注19) |

| 科 目 | 一般会計 | ゆうちょ 年金相談 | 中小企業 相談支援事業 | 街角の年金 相談センター (オフィス) | 合 計 | 備 考 (一般会計) |
|-----------------|-------------|--------------|----------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 会員厚生費 | 417,776 | 0 | 0 | 0 | 417,776 | (注20) |
| 名簿発行費 | 121,800 | 0 | 0 | 0 | 121,800 | |
| 会則等整備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 表彰費 | 80,000 | 0 | 0 | 0 | 80,000 | |
| 東予支部費 | 966,934 | 0 | 0 | 0 | 966,934 | (注21) |
| 中予支部費 | 1,974,710 | 0 | 0 | 0 | 1,974,710 | (注22) |
| 南予支部費 | 559,528 | 0 | 0 | 0 | 559,528 | (注23) |
| 租税公課 | 2,132,000 | 0 | 0 | 0 | 2,132,000 | (注24) |
| 総会費 | 1,371,846 | 0 | 0 | 0 | 1,371,846 | |
| 会議費 | 1,952,290 | 0 | 0 | 158,770 | 2,111,060 | (注25) |
| 地域協議会費 | 1,412,748 | 0 | 0 | 0 | 1,412,748 | (注26) |
| 賃借料 | 548,320 | 0 | 0 | 0 | 548,320 | (注27) |
| 旅費交通費 | 307,460 | 0 | 62,240 | 52,940 | 422,640 | |
| 印刷製本費 | 624,852 | 0 | 0 | 50,400 | 675,252 | (注28) |
| 通信運搬費 | 1,102,889 | 0 | 0 | 0 | 1,102,889 | (注29) |
| 渉外費 | 351,484 | 0 | 0 | 0 | 351,484 | (注30) |
| 水道光熱費 | 461,443 | 0 | 0 | 0 | 461,443 | |
| 支払利息 | 596,928 | 0 | 0 | 0 | 596,928 | (注31) |
| 事務局費 | 1,933,181 | 778,012 | 73,101 | 37,835 | 2,822,129 | (注32) |
| 消耗品費 | 0 | 0 | 0 | 27,480 | 27,480 | |
| 減価償却費 | 1,410,748 | 0 | 0 | 0 | 1,410,748 | (注33) |
| 経常費用計 | 69,937,495 | 3,098,140 | 5,410,823 | 2,399,670 | 80,846,128 | |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 1,029,368 | 0 | 0 | 0 | △ 1,029,368 | |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常増減額 | △ 1,029,368 | 0 | 0 | 0 | △ 1,029,368 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 1,029,368 | 0 | 0 | 0 | △ 1,029,368 | |
| 一般正味財産期首残高 | 76,914,861 | 0 | 0 | 0 | 76,914,861 | |
| 一般正味財産期末残高 | 75,885,493 | 0 | 0 | 0 | 75,885,493 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 75,885,493 | 0 | 0 | 0 | 75,885,493 | |

平成26年度事業計画

(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

我が国経済は、第2次安倍内閣の、相互に補強し合う関係にある「三本の矢」(いわゆるアベノミクス第一の矢：大胆な金融政策、第二の矢：機動的な財政政策、第三の矢：民間投資を喚起する成長戦略)の一体としての推進により、徐々に明るさが見えてきたが、原材料価格上昇等の影響もあり中小企業からは景気回復を実感できていないとの声もある。またエネルギー問題や日中・日韓関係悪化の影響など、先行きの不安感を払拭されるに至っていない。さらに、平成26年4月からの消費税の段階的引上げもあり、中小企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。

このような状況の下で、愛媛県社会保険労務士会(以下「愛媛会」という。)は、愛媛県社会保険労務士政治連盟(以下「政治連盟」という。)及び全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)とより一層連携を図り、国民の負託に応えられるよう積極的に事業活動に取り組み、社会保険労務士(以下「社労士」という)の社会的地位と職域拡充の更なる向上に努める。

とりわけ、昨年度新たに連合会に設置された社労士制度推進戦略室が掲げる「5つの柱(基本的スタンス)」の方向性を基に提示される社労士業界の将来像の展望及び事業の発展モデルを参考にし、愛媛会として、将来の職域拡大に向けて、できることから取り組む。

また、社労士制度創設50周年に向けて、愛媛会の50周年を迎えたときの「あるべき姿」として、「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」という50周年ビジョンを掲げ、その実現に向けての第一歩として、国家資格者としての職業倫理を厳正に保持することが必要であることから、倫理研修に限らず、実務能力の向上、人間力の向上等に関する研修を実施する。

上記重点事項を含み、次の6項目を本年度の事業実施計画とする。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

1. 社労士制度推進に関する事業

- (1) 第8次法改正に向けて社労士会労働紛争解決センターにおける紛争目的価額の上限の引き上げ、裁判所における出廷陳述権の付与、一人法人制度の創設等社労士法人制度の改善等に取り組む。
- (2) 労働条件審査を地方自治体等が実施する公契約締結における入札の必須要件となるよう、広報等を推進する。
- (3) 社労士による電子申請の利用実績を向上し、送信代理・一括申請等の社労士に認められた事務処理機能のさらなる充実を図り、企業に対する社労士の関与率の向上を図る。

2. 社労士の社会貢献に関する事業

- (1) 「社労士会労働紛争解決センター愛媛」(以下「センター愛媛」という。)の活用促進にあたり、総合労働相談所との連携を強化し、引き続きあっせん申し立て費用の無料化

や利便性の向上を図り、本年度末までにあっせん件数6件（累計10件）を目指す。

- (2) 総合労働相談所は、国民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の研修等により相談対応の質を高め、一層実績を上げるための活動を推進する。また、センター愛媛と相互の連携を図る。
- (3) 成年後見制度への参入については、引き続き他県の社労士会の取り組み状況の情報収集を行い、一般社団法人の設立が可能なのか検討を行う。
- (4) 社会貢献事業の充実を図るために、年間を通じて、労働や労務管理、社会保障等に関連する問題に関する強化月間等を設定し、相談コーナーや相談会を開催するとともに、これらの事業を幅広くマスメディアを通じて社会に発信する。

3. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国ブロック本部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運營業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の新たな契約のスタートにあたり、利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上をはかり、前年の相談件数を上回るようにする。
- (6) 今年度より開始された「医療労務管理相談コーナー事業」を通じて、社労士業務の拡充への足掛かりにする。
- (7) 社労士国家試験について会員の協力を得て円滑に実施協力するとともに、紛争解決手続代理業務試験等についても連合会に協力し円滑に実施する。
- (8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。
- (9) 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

4. 広報に関する事業

- (1) 業務監察・広報委員会を中心にし、労働保険の年度更新・社会保険の算定基礎届の時期に併せて、ラジオ広告等により周知を図るとともに、社労士制度推進月間に併せて、新聞広告、ラジオ広告等を実施して街頭相談会の周知を図る等積極的活動を行う。
- (2) 会報が会員の重要なよりどころであるという視点から、会報の充実を図り、的確・迅速な情報提供を行う。
- (3) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページのタイムリーな更新、積極的な情報提供等更なる充実を図る。
- (4) 行政機関・関係団体、市町の広報誌等広報媒体を活用し、国民に対して社会保険労務士制度の広報を行う。

5. 専門能力等の向上及び研修に関する事業

- (1) 司法制度改革や年金問題の惹起等により、社労士の活動範囲は拡大し、社会的地位も向上してきている。一方、それに伴ってより高度な職業倫理の確立が求められており、会員に対する倫理研修の充実と対象会員の確実な受講が大きな課題となっている。そのため、研修内容の検討・整備及び受講率向上のための受講しやすい環境整備等に一層努める。
- (2) 会員の専門能力等向上のため研修体系を充実し、時宜にかなった各種研修を実施する。また、必須研修及び専門研修の受講率の向上を図る。
- (3) 支部が企画・実施する研修事業を積極的に支援する。
- (4) 自主研究グループの充実を図り、その活動を助成・育成し、研究成果をホームページ等へ掲載する。

6. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 愛媛会の活力ある組織づくりを目指して、理事選出方法の変更や諸規程の整備を行う。
- (2) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。
- (3) 社労士業務の職域侵害については、業務監察・広報委員会において業務侵害事案への対応を徹底強化し、厳正な対処を行う。侵害事例があった場合は、連合会と連携をして法的手段を含め厳正に対処する。
- (4) 来る社労士制度創設50周年に向けての初年度として、社労士制度の一層の発展・充実を目指して、組織体制、諸規程等の検討・整備を通じて活力ある組織づくりに取り組む。
- (5) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。
- (6) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。
- (7) 支部でタイムリーに行政とのコミュニケーションを密にし、情報の収集、行政協力等に効率的に対応する。
- (8) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。
 - ① 事務局の業務分掌・職務権限規程等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。
 - ③ 事務局のIT化を進め、電子メールや愛媛会ホームページ等により、さらなる情報伝達の効率化を推進する。
 - ④ 事務局の人材ビジョン、要員計画を策定し、さらに事務局職員研修を行い、業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。
- (9) 実務経験の少ない会員等に対し、支部において実務研修を実施するとともに、メンター制度も継続してフォローアップ体制を構築する。
- (10) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図っていく。特に、愛媛会が推薦する各種の相談員、講師等には、同保険への加入を推薦条件とすることを検討する。

平成26年度収入支出予算

収支予算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

| 科 目 | 一般会計 | ゆうちょ 年金相談 | 中小企業 相談支援事業 | 街角の年金 相談センター (オフィス) | 医療労務コ ンサルタン ト事業 | 合 計 |
|-----------------------|------------|--------------|----------------|---------------------------|-----------------------|------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | | | |
| 会費収入 | 32,646,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32,646,000 |
| 入会金 | 750,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 750,000 |
| 会員会費 | 31,896,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31,896,000 |
| 事業収入 | 22,997,000 | 3,094,000 | 9,188,000 | 2,500,000 | 4,348,000 | 42,127,000 |
| 年金事務所受託収入 | 22,597,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,597,000 |
| 街角の年金相談センター(オフィス)受託収入 | 0 | 0 | 0 | 2,500,000 | 0 | 2,500,000 |
| 試験事務受託収入 | 400,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400,000 |
| 中小企業相談支援事業受託収入 | 0 | 0 | 9,188,000 | 0 | 0 | 9,188,000 |
| ゆうちょ銀行受託収入 | 3,094,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,094,000 |
| 医療労務コンサルト事業受託収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,348,000 | 4,348,000 |
| 負担金収入 | 28,849,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28,849,000 |
| 研修事業負担金 | 510,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 510,000 |
| 書物頒布斡旋収入 | 500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 500,000 |
| 東予支部事業負担金 | 646,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 646,000 |
| 中予支部事業負担金 | 590,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 590,000 |
| 南予支部事業負担金 | 603,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 603,000 |
| 交付金収入 | 12,801,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,801,000 |
| 連合会等交付金等収入 | 1,671,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,671,000 |
| 各種団体交付金等収入 | 11,130,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,130,000 |
| 雑収益 | 255,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 255,000 |
| 受取利息 | 5,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,000 |
| 雑収入 | 250,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 250,000 |
| 事業活動収入計 | 71,548,000 | 3,094,000 | 9,188,000 | 2,500,000 | 4,348,000 | 90,678,000 |
| 2. 事業活動支出 | | | | | | |
| 連合会支出 | 6,714,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,714,000 |
| 人件費支出 | 17,500,000 | 2,320,000 | 7,066,000 | 830,000 | 3,510,000 | 31,226,000 |
| 給料手当 | 15,300,000 | 120,000 | 0 | 200,000 | 260,000 | 15,880,000 |
| 法定福利費 | 1,800,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,800,000 |
| 中退共掛金 | 400,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400,000 |
| 謝金 | 0 | 2,200,000 | 7,066,000 | 630,000 | 3,250,000 | 13,146,000 |
| 事業費支出 | 56,331,000 | 774,000 | 2,122,000 | 1,670,000 | 838,000 | 61,735,000 |
| 研修費 | 4,300,000 | 0 | 0 | 350,000 | 130,000 | 4,780,000 |
| 広報宣伝費 | 2,000,000 | 0 | 324,000 | 650,000 | 216,000 | 3,190,000 |
| 総合労働相談事業費 | 1,702,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,702,000 |
| 労働紛争解決センター費 | 1,380,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,380,000 |
| 労働条件審査費 | 400,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400,000 |
| 成年後見制度事業費 | 300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300,000 |
| 会報発行費 | 780,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 780,000 |
| 書物頒布斡旋費 | 450,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 450,000 |
| 行政等連絡費 | 300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300,000 |
| 行政協力等費 | 22,597,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,597,000 |

| 科 目 | 一般会計 | ゆうちょ 年金相談 | 中小企業 相談支援事業 | 街角の年金 相談センター (オフィス) | 医療労務コ ンサルタン ト事業 | 合 計 |
|--------------|-------------|--------------|----------------|---------------------------|-----------------------|-------------|
| 会員厚生費 | 500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 500,000 |
| 名簿発行費 | 200,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200,000 |
| 会則等整備費 | 300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300,000 |
| 表彰費 | 100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100,000 |
| 東予支部費 | 1,502,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,502,000 |
| 中予支部費 | 2,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,500,000 |
| 南予支部費 | 1,003,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,003,000 |
| 租税公課 | 2,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,500,000 |
| 総会費 | 1,300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,300,000 |
| 会議費 | 2,817,000 | 0 | 0 | 250,000 | 11,000 | 3,078,000 |
| 地域協議会費 | 1,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,500,000 |
| 賃借料 | 800,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 800,000 |
| 旅費交通費 | 500,000 | 0 | 543,000 | 200,000 | 234,000 | 1,477,000 |
| 印刷製本費 | 800,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 800,000 |
| 通信運搬費 | 1,200,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,200,000 |
| 渉外費 | 500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 500,000 |
| 水道光熱費 | 600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 600,000 |
| 修繕費 | 400,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400,000 |
| 支払利息 | 600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 600,000 |
| 事務局費 | 2,500,000 | 774,000 | 830,000 | 150,000 | 247,000 | 4,501,000 |
| 消耗品費 | 0 | 0 | 0 | 70,000 | 0 | 70,000 |
| セミナー開催費 | 0 | 0 | 425,000 | 0 | 0 | 425,000 |
| 予備費 | 2,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,500,000 |
| 事業活動支出計 | 83,045,000 | 3,094,000 | 9,188,000 | 2,500,000 | 4,348,000 | 102,175,000 |
| 事業活動収支差額 | △11,497,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △11,497,000 |
| II 投資活動収支の部 | | | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 投資活動支出 | | | | | | |
| 特定資産取得支出 | 1,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,500,000 |
| 会館維持積立金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,000,000 |
| 記念事業積立金 | 500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 500,000 |
| 固定資産取得支出 | 600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 600,000 |
| 什器備品 | 600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 600,000 |
| 投資活動支出計 | 2,100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,100,000 |
| 投資活動収支差額 | △2,100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2,100,000 |
| III 財務活動収支の部 | | | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | | | | | | |
| 借入金返済支出 | 2,004,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,004,000 |
| 財務活動支出計 | 2,004,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,004,000 |
| 財務活動収支差額 | △2,004,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2,004,000 |
| 当期収支差額 | △15,601,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △15,601,000 |
| 前期繰越収支差額 | 22,446,243 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,446,243 |
| 次期繰越収支差額 | 6,845,243 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,845,243 |

収支予算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

一般会計

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|-------------|------------|------------|------------|-------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| 会費収入 | 32,646,000 | 32,046,000 | 600,000 | |
| 入会金 | 750,000 | 750,000 | 0 | (注1) |
| 会員会費 | 31,896,000 | 31,296,000 | 600,000 | (注2) |
| 事業収入 | 22,997,000 | 21,659,000 | 1,338,000 | |
| 年金事務所受託収入 | 22,597,000 | 21,259,000 | 1,338,000 | (注3) |
| 試験事務受託収入 | 400,000 | 400,000 | 0 | (注4) |
| 負担金収入 | 2,849,000 | 2,484,000 | 365,000 | |
| 研修事業負担金 | 510,000 | 510,000 | 0 | (注5) |
| 書物頒布斡旋収入 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 東予支部事業負担金 | 646,000 | 646,000 | 0 | (注6) |
| 中予支部事業負担金 | 590,000 | 290,000 | 300,000 | (注7) |
| 南予支部事業負担金 | 603,000 | 538,000 | 65,000 | (注8) |
| 交付金収入 | 12,801,000 | 12,551,000 | 250,000 | |
| 連合会等交付金等収入 | 1,671,000 | 1,921,000 | △250,000 | (注9) |
| 各種団体交付金等収入 | 11,130,000 | 10,630,000 | 500,000 | (注10) |
| 繰入金収入 | 0 | 1,500,000 | △1,500,000 | |
| 記念事業積立金繰入金 | 0 | 1,500,000 | △1,500,000 | |
| 雑収入 | 255,000 | 155,000 | 100,000 | |
| 受取利息 | 5,000 | 5,000 | 0 | |
| 雑収入 | 250,000 | 150,000 | 100,000 | (注11) |
| 事業活動収入計 | 71,548,000 | 70,395,000 | 1,153,000 | |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| 連合会支出 | 6,714,000 | 6,546,000 | 168,000 | (注12) |
| 人件費支出 | 17,500,000 | 18,800,000 | △1,300,000 | (注13) |
| 給料手当 | 15,300,000 | 15,100,000 | 200,000 | |
| 法定福利費 | 1,800,000 | 3,300,000 | △1,500,000 | |
| 中退共掛金 | 400,000 | 400,000 | 0 | |
| 事業費支出 | 56,331,000 | 57,099,000 | △768,000 | |
| 研修費 | 4,300,000 | 3,950,000 | 350,000 | (注14) |
| 広報宣伝費 | 2,000,000 | 1,900,000 | 100,000 | (注15) |
| 総合労働相談事業費 | 1,702,000 | 1,928,000 | △226,000 | |
| 労働紛争解決センター費 | 1,380,000 | 1,345,000 | 35,000 | |
| 労働条件審査費 | 400,000 | 400,000 | 0 | |
| 成年後見制度事業費 | 300,000 | 500,000 | △200,000 | |
| 45周年記念事業費 | 0 | 1,500,000 | △1,500,000 | |
| 会報発行費 | 780,000 | 800,000 | △20,000 | (注16) |
| 書物頒布斡旋費 | 450,000 | 450,000 | 0 | |
| 行政等連絡費 | 300,000 | 300,000 | 0 | (注17) |
| 行政協力等費 | 22,597,000 | 21,259,000 | 1,338,000 | (注18) |
| 会員厚生費 | 500,000 | 500,000 | 0 | (注19) |

| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|---------------------------------|-------------|-------------|------------|-------|
| 名簿発行費 | 200,000 | 300,000 | △100,000 | |
| 会則等整備費 | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| 表彰費 | 100,000 | 50,000 | 50,000 | |
| 東予支部費 | 1,502,000 | 1,502,000 | 0 | (注20) |
| 中予支部費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | (注21) |
| 南予支部費 | 1,003,000 | 888,000 | 115,000 | (注22) |
| 租税公課 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | (注23) |
| 総会費 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 | |
| 会議費 | 2,817,000 | 3,227,000 | △410,000 | (注24) |
| 地域協議会費 | 1,500,000 | 2,200,000 | △700,000 | (注25) |
| 賃借料 | 800,000 | 800,000 | 0 | (注26) |
| 旅費交通費 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 印刷製本費 | 800,000 | 800,000 | 0 | (注27) |
| 通信運搬費 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 | (注28) |
| 渉外費 | 500,000 | 500,000 | 0 | (注29) |
| 水道光熱費 | 600,000 | 600,000 | 0 | |
| 修繕費 | 400,000 | 0 | 400,000 | (注30) |
| 支払利息 | 600,000 | 600,000 | 0 | (注31) |
| 事務局費 | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | (注32) |
| 予備費(繰支出80,545,000×3%=2,416,350) | 2,500,000 | 2,500,000 | 0 | |
| 事業活動支出計 | 83,045,000 | 84,945,000 | △1,900,000 | |
| 事業活動収支差額 | △11,497,000 | △14,550,000 | 3,053,000 | |
| II 投資活動収支の部 | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 投資活動支出 | | | | |
| 特定資産取得支出 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | |
| 会館維持積立金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| 記念事業積立金 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 固定資産取得支出 | 600,000 | 500,000 | 100,000 | |
| 什器備品 | 600,000 | 500,000 | 100,000 | (注33) |
| 投資活動支出計 | 2,100,000 | 2,000,000 | 100,000 | |
| 投資活動収支差額 | △2,100,000 | △2,000,000 | △100,000 | |
| III 財務活動収支の部 | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 財務活動支出 | | | | |
| 借入金返済支出 | 2,004,000 | 2,004,000 | 0 | (注34) |
| 財務活動支出計 | 2,004,000 | 2,004,000 | 0 | |
| 財務活動収支差額 | △2,004,000 | △2,004,000 | 0 | |
| 当期収支差額 | △15,601,000 | △18,554,000 | 2,953,000 | |
| 前期繰越収支差額 | 22,446,243 | 24,402,264 | △1,956,021 | |
| 次期繰越収支差額 | 6,845,243 | 5,846,264 | 996,979 | |

理事会だより**〔常任理事会〕**

※平成26年4月18日(金) ロンドン別館(八幡浜)において、第74回常任理事会を開催した。

議 題

- 1 平成26年度通常総会の議案書について
- 2 役員選出規則(案)について
- 3 各委員会・支部報告

〔理事会〕

※平成26年5月13日(火) 県会事務局会議室において、第218回理事会を開催した。

議 題

- 1 平成26年度通常総会の議案書について
- 2 「役員選出規則」(案)について
- 3 平成26年度通常総会の役割分担について
- 4 各委員会・支部報告

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成26年6月24日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

議 題

- 1 会報について

※平成26年4月8日(火)

※平成26年5月9日(金)

※平成26年6月10日(火)

議 題

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

〔事業委員会〕

※平成26年5月15日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

議 題

- 1 生涯現役社会実現環境整備事業について
- 2 平成26年度年金マスター研修について

※平成26年6月5日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

議 題

- 1 試験実施要員選任について
- 2 年金マスター研修実施要項について

〔研修委員会〕

※平成26年6月13日(金) 東京第一ホテル松山において、開催した。

議 題

- 1 安全管理研修会について
当日のスケジュール、テーマ、講師等

支部だより**〔東予支部〕**

※平成26年4月7日(月) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条国際ホテル

内 容

- 1 社会保険関係研修会の開催について
- 2 労働関係研修会の開催について
- 3 厚生事業の開催について

※平成26年 5月23日(金) 東予支部社会保険関係研修会を開催した。

場 所 新居浜 (レーイグラツェふじ)

今 治 (今治国際ホテル)

内 容

- 1 算定基礎届の諸注意点及びその他周知すべき事項について
- 2 被扶養調書確認の注意点 提出書類の添付書類及び変更点
- 3 各種助成金について
- 4 就職支援等業務の説明 (新居浜のみ)

〔中予支部〕

※平成26年 4月17日(木) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 3/17開催の支部研修会及び意見交換会の総括
- 2 平成26年度第1回支部会・同研修会について
- 3 メーリングリスト廃止に伴う対応について
- 4 研修テーマ検討小委員会制について

※平成26年 5月12日(月) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 平成26年度第1回支部会について
- 2 平成26年度第1回支部研修会について
- 3 各委員会からの報告

※平成26年 5月28日(水) 中予支部会及び研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山

内 容

- 1 算定基礎届における留意点について
- 2 高齢者・障害者雇用助成金等について
- 3 最低賃金のツボと業務改善助成金
- 4 適用関係各種手続における留意点について
- 5 労災保険給付と手続きにおける留意点について
- 6 時間外・休日労働に関する協定の解説

〔南予支部〕

※平成26年 5月 8日(木) 年金事務所と南予支部役員との連絡会議

場 所 宇和島年金事務所

内 容

- 1 宇和島年金事務所から南予社労士会への意見・要望等について
- 2 南予社労士会から宇和島年金事務所への意見・要望等について

※平成26年 5月30日(金) 南予支部会・研修会を開催した。

場 所 宇和島市 道の駅「さきいや広場研修室」

内 容

- 1 算定基礎届等の事務処理について
- 2 愛媛高齢・障害者雇用支援センターからの説明
- 3 産業雇用安定センターからの説明

※平成26年 6月26日(木) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八

内 容

- 1 平成26年度事業について
- 2 労働関係研修会について

日々研鑽（自主研修会のお知らせ）

現在、社会保険労務士会では以下の7つの自主研修会（本会から一部助成）が立ち上がり独自の研修会や勉強会で日々研鑽を重ねています。

今後は、この会報においてそれぞれの自主研修会の活動を随時掲載していきたいと思っています。

下記の研修会について関心がありましたら責任者へご連絡してください。また、5人以上が集まり自主研修会を行う場合、本会から一部補助があります。詳しくは本会のホームページで会員専用ページの助成金をご覧ください。

愛媛県社会保険労務士会自主研修会一覧表

H26. 6現在

| 名 称 | 総括責任者氏名 | 主 旨 |
|------------------------|---------|---|
| 労務管理研究会 | 岩井孝徳 | 労働法の最新判例や行政解釈による諸問題を学習し、日常業務で経験した具体的な事例を通して、社労士の3号業務である労務管理の実証的実務的研究をし、並びに改正施行労働・社会保険諸法令の検討研究をする。 |
| 愛媛県社会保険労務士会 中予支部勉強会 | 兵頭つる美 | 勉強会を通して、社会保険労務士としての資質の向上、会員相互の意志の疎通を図ることを目的とする。 |
| 新居浜社労士会 | 塩見健司 | 会員相互の質の向上を図るために、法令及び実務に関する具体的な知識を得る為の自主研修・各種の事務連絡を行うとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。会員は新居浜・西条に事務所を置く開業社労士で、主旨に賛同し入会を希望する者。 |
| 八幡浜社労士塾 | 向井啓明 | 労働社会保険諸法令の法解釈や実務上の取り扱い、及び実際の労働問題におけるその問題点や対応策についての意見交換を行う。また、各自の業務遂行における経験を共有することによって、会員相互の共通理解を深めることを目的とする。 なお、研修会の名称は、創立した当初八幡浜労働基準監督署管内に事務所又は勤務先を有する会員を対象にしたため「八幡浜社労士塾」となっているが、現在は事務所勤務先の住所に関わらず、また所属する支部を問わず、入会を希望する会員は受け入れるものとする。 |
| 新人飛躍の会 | 安井隆悟 | 各参加者の業務経験に基づき、成功事例・失敗事例の共有化を図り、相互のレベルアップを目指す。 参加者の内から講師を選出し模擬セミナーを開催する。 |
| 年金塾 | 兵頭つる美 | 年金事務所、街角の年金相談センター松山オフィス、ゆうちょ銀行における年金相談を行っている女性会員で構成。年金相談の基礎知識及び、実務上の事例の検証、法改正に伴う研修を行う。 |
| 東予年金研究会 | 宮内省三 | メンバーは東予地区の年金マスター修了者で構成されており、一般年金相談に於ける基礎的な知識習得に努めるとともに、実務能力の向上を目指し研修を重ねる。研修内容については、主に各々の相談事例を基に検証し考察しながら知識の定着を図っていく。 |

愛媛高齢・障害者雇用支援センターからのお知らせ

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。



納付金の申告では...

・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における

- ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
- をご報告いただく必要があります。 **ご準備下さい!**



障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。



お知らせです。

生涯現役社会実現に向けた「地域ワークショップ」を開催します。

とき 平成26年10月29日 13:30～

ところ ポリテクセンター愛媛

内容 講演、事例発表、パネルディスカッション

テーマ 「生涯現役社会実現に向けての社内制度の整備と人材育成」(予定)



『高年齢者雇用安定助成金(高年齢者活用促進コース)』を御活用ください。

高年齢者を積極的に活用するための雇用環境整備を実施した場合に、支給対象経費の1/2(中小企業は2/3)が支給されます。
(上限1,000万円、高年齢者1人あたり20万円が限度)

【対象措置】①知識、経験等を活かした職務等の創出②職業能力が発揮できるように、負担軽減のための機械設備、作業環境等の導入、改善
③雇用管理制度の導入、改善④定年の引上げ等
※定年の引上げ等の実施のみでも助成金の対象措置となります。



【問合せ】

愛媛高齢・障害者雇用支援センター
松山市南堀端町5-8 オワセビル4F
TEL:089-986-3201
FAX:089-986-3202

- ◎高年齢者雇用・活用に関する相談
- ◎障害者雇用に関する相談
- ◎障害者雇用納付金に関する相談
- ◎障害者・高年齢者各種助成金に関する相談

◎メルマガ会員募集中です。 www.jeed.or.jp/general/merumaga/index.html

み け よ か に 欄

ブラジル ワールドカップサッカー 日本第1戦 観戦ツアー記

中予支部 武田 一 展



「4年後にワールドカップに連れて行ってやるから覚えておけよ！」と、眠い目をこすりながら妻（未届け）に言い放ったのは確かに私ですが、まさか本気にしているとは夢にも思いませんでした。

4年前の平成22年6月、開業当初の私は仕事もなく南アフリカワールドカップの試合を全て見ていられる生活ぶりでした。仕事を終えた妻（未届け）に「暇な人はいいね。」と嫌みを言われつい口走ってしまったのが事の発端です。

そんな妻（未届け）は勝手にチケット申し込みを行いまさかの当選、ツアーも締切りがなされていたにも拘らずキャンセル待ちによる欠員補充、旅費は旅行ローン知らぬ間に組まされておりました。

引くに引けない私も何とか年度更新だけは全事業所分を終え、捺印をいただく際に事業主様にお詫び方々ご承認を得ることが出来たのでした。

その様な中途半端な気持ちで臨んだブラジル観戦ツアーは思いもよらない苦行の旅となりました。

修行といえややはり「座禅」です。松山～羽田～ソウル～（ロサンゼルス）～サンパウロと飛行機を乗り継ぐのですが、機内での時間は2h+3h+12h+12hの合計29時間に及びます。ロスでのトランジットの後、背中と腰とお尻が悲鳴をあげており、眠ることが出来なくなりました。そこで私は座席の上で「座禅」（実際は胡坐です）を組んだのです。昔テレビで一休さんが眠っていただけのことはあります。これが案外寝られるものでエコノミー症候群予防にもなります。ただし、起きた時にどちらかの足はしびれて感覚がありません。

無事、サンパウロについた私を待ち受けていたのは「時差ボケ」ではありませんでした。12時間も時差のあるブラジルですが30時間近く食べては寝てと4回繰り返すわけで、既に体内時計は狂っていますので全く気になりません。

その代わりにそこで待ち受けていたのはまさかの「断食」です。入国審査に時間がかかり観光バスツアーの出発時間が過ぎていたため、昼食を取らずにバスに乗り現地ガイドがまくし立てます。確か6時間前に機内でシリアルを食べたのが最後です。「今、原宿で流行りだ！」と自信満々に「ギャレット」（キャラメル味のポップコーン）を手渡されます。治安が悪いためバスから降りることもなくまたも座席に座りっぱなしです。やっとのことでサンパウロ空港へ戻り試合会場都市の距離フェヘ向かいます。

那覇～札幌間の距離があるのでまたもや航空便です。取り合えず空港で夕飯にありつけると思いきや国内便もテロ対策の為、チェックが厳しいので早めにゲートに行くよう指示されます。あげく機内食も出ず、到着後はホテルにバスで直行です。深夜23時近くでホテル内のレストランも閉まっています。ベッドでゆっくり眠れるはずがその日は空腹で眠れませんでした。

お次は「滝行」です。三ツ星ホテルと聞いていたはずですがその佇まいからはその様な印象は受けません。嫌な予感が満載です。部屋履きスリッパ、ティッシュ、シャンプー、ゴミ箱などは部屋にありません。テレビは昔懐かしい「砂の嵐」です、目を凝らせばサッカーをしていることはなんとなくわかります。電燈はついたり消えたり、クーラーは轟音と共にそよ風が出ます。浴槽はなく、頼みのシャワーも水しか出ません。

赤道に近いレシフェとは言えブラジルは冬、夜は少々肌寒い季節です。暖かい湯船で旅の疲れをいやすどころか「ああ、そういえば小学生の時のプール開きでこうやってふるえたな…」と昔を懐かしがったりしました。泣いていたかどうかはシャワーでわかりません。

いよいよ、第1戦ですが皆さんもご承知のとおり本田のゴールの瞬間は歓喜に沸きましたが、ドロクバ投入後の2失点で負け試合後も意気消沈です。無論その日も苦行はやってきます。渋滞を避けるため5時間前に出発し、3時間前に到着、6万人が座れるスタジアムにツアー参加者30人で貸し切りです。小雨の降る中、誰も話さずじっと待ちます。トイレは後半戦前に逆流し出してとても紙面で表現できない状況でした。スポンサー企業のの〇〇コーラは炭酸が抜けており、電気が来ていないとかで温い状態ですが日本円で400円近くします。それでも試合後に「ゴミ拾い」は行ってまいりました。帰国後、あのようにマスコミに取り上げられていたとは知らずに行いましたが、休業中の身である私にとっては極々当たり前の所業です。

他にも言葉が通じない等、些細なものを含めればキリがないのでこの辺で止めますが、最後に待ち構えるのは再度の30時間フライトの行です。帰路は更に苦難を課すため窓際の席を与えられました。通路側ではないため膝がつかえて「座禅」も組めません、トイレさえもそう易々と何度も立つことは許されません。そんな時です地平線の先まで広がるジャングルとそこをうねる様に横たわる光の川が現れました。そうです大アマゾンです！子供のようにガラスに顔を押しつけ見つめる景色は何時間でも飽きることがありません。腰の痛みも忘れ、私は無我の境地に辿り着いたのです。

などということがあらずもなく痛みと共に数々の苦行が思い出され、無理やり誘った妻への怒りが増加して行きます。「成田離婚」の言葉が頭をよぎりましたが何ぶん（未届け）ですので…



新 入 会 員 紹 介



【氏名】
 うわしろ まさかず
 宇和城 勝
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 49歳 A型
【開業／勤務／その他】
 開業

- ① 社会保険労務士となった動機
 私は以前より労働者の立場・気持ちをくめる仕事という意味で社労士資格を目指し取得しました。労使協調・円満な関係というスタンスで仕事に取り組む所存です。
- ② 自己紹介
 私自身、総務・社労士実務の経験はないのですが、労働問題に関する意識は強いものがあります。平成15年に資格を取得してから暫く活かさないまま今日に至っていましたが、私的事情を鑑み、憧れであった自起業・自由業の道の第一歩を踏み出す決心をしました。
- ③ 今後の抱負
 とにかく、今の自分ができること。自分の特性を活かすような取り組み方をすること。埼玉県の著名な女性社労士長沢先生の著書には強い感銘を受け、私の励みにしております。
- ④ 会への意見・要望
 懇切丁寧に関種連絡事項をいただいております。感謝しております。



【氏名】
 くり たよし のり
 栗田 欣典
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 37歳 B型
【開業／勤務／その他】
 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
 以前総務の仕事をしている時、保険に関する事を学ぼうと書店に立ち寄り、手にした本が社労士の本でした。
- ② 自己紹介
 趣味は囲碁と旅行です。美味しいものをお腹いっぱい食べると幸せな気持ちになります。何事にも前向きに取り組むことをモットーとしております。
- ③ 今後の抱負
 得意分野を持ち、専門性を高めていきたいです。
- ④ 会への意見・要望
 まだまだ分からないことばかりですがご教示いただけましたら幸いです。今後ともどうぞよろしく願いいたします。



【氏名】
 おかだ たけし
 岡田 啓吾
【支部】
 東予
【年齢・血液型】
 47歳 A型
【開業／勤務／その他】
 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
 これまでの怠惰な生活が祟って何の資格も持っていなかったため、前職での経験、今後の進むべき道を考えた結果、専門性ある社労士になりたいと思いました。
- ② 自己紹介
 平成25年に合格し、平成26年1月に登録しました。愛媛の高校野球、NHKの大河ドラマをこよなく愛し、試合観戦のための遠征・ロケ地巡りは欠かしません。
- ③ 今後の抱負
 まだまだ未熟ながら、年金分野の知識を深めたいと思っています。また、専門性のみならず人間性も高め、信頼される品位ある社労士を目指します。
- ④ 会への意見・要望
 今後とも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



【氏名】
 ふじ たひろ みつ
 藤田 浩光
【支部】
 南予
【年齢・血液型】
 39歳 A型
【開業／勤務／その他】
 開業

- ① 社会保険労務士となった動機
 社会人として働き始めた当初から漠然と、このままでいいのかという思いがありました。あるとき、同じ働くなら意欲を持って主体的に仕事をしたいほうが楽しいのではないかと気づきそのために独立して仕事をする方法はないかといろいろと勉強していくうちに出会ったのが社会保険労務士という資格でした。
- ② 自己紹介
 平成26年4月1日に開業登録いたしました。生れも育ちも宇和島市です。大学卒業後、宇和島市で働きながら簿記、税理士、ファイナンシャルプランナー、宅建と勉強してきました。(税理士は合格科目なし(T-T))その後西予市の社労士事務所に勤務しながら社労士試験の勉強をし、平成24年に合格しました。趣味は自転車に乗ること、映画鑑賞、読書です。どうぞ宜しくお願い致します。
- ③ 今後の抱負
 宇和島市の地域社会に貢献し、特に中小企業のお役にたつことによって、社長と従業員の皆様を笑顔にすることを目標に仕事に励みたいと思います。最初は専門性を持たず、広くあらゆる仕事をしていきたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
 今後、意見要望が出てきた際には宜しくお願い致します。



【氏名】
吉岡 節子
【支部】
中予
【年齢・血液型】
57歳 A型
【開業／勤務／その他】
その他

第156回 社労士親睦コンペ

平成26年5月8日(木) 北条C・C／晴

| 順位 | 氏名 | 支部 | グロス | ハンディ | ネット |
|----|-------|----|-----|------|-----|
| 優勝 | 鳥生健二郎 | 東予 | 80 | 12 | 68 |
| 2位 | 佐伯 広政 | 東予 | 94 | 18 | 76 |
| 3位 | 成川 献次 | 中予 | 104 | 26 | 78 |

- ① 社会保険労務士となった動機
年金事務所で窓口相談業務を行うにあたり、社労士の勉強をしました。身につけたことを形にするため、資格取得にチャレンジしました。
- ② 自己紹介
年金に関する業務に5年間携ってきました。このところ痛感する記憶力の低下と精神的・肉体的衰えに抗って、街角オフィスで窓口相談業務を行っています。誠実で確実な対応を心がけながらスキルアップしていきたいと思っています。
- ③ 今後の抱負
幅広い知識の修得と実務経験を重ねていき年金に精通した社労士を目指していきます。
- ④ 会への意見・要望
日々精進して参りますので、ご指導の程、よろしく願いいたします。



※ 同ネットの場合 年齢順 参加人数13名

| | |
|-------|---------------------|
| 次回開催日 | 平成26年9月2日(火) (予定) |
| 申込先 | 事務局 089-907-4864 |

続：団体スポーツの魅力（団結力は力なり）

中予支部 宮部 義久

4月19日(土)広島県福山市で行われた中国四国地域協議会ソフトボール大会で、社労士として必要な体力作りのために始めた愛媛社労士会ソフトボールチーム（4月号参照）Aは、日頃の練習の成果を発揮し、見事「優勝」することができました。

初戦は快勝。第2戦は接戦。ボールが自分のところに飛んでくるな、と念ずるほど決勝戦は白熱した戦いとなりました。私の拙文では、当日の雰囲気をお伝えすることができず残念です。

さておき、ヒットを打つたび、ボールをキャッチするたび、エラーをするたびに歓声（野次）がわき上がったのは、私たち愛媛チームだけだったように思います。

先輩後輩、選手、応援関係なく優勝という目標に向かい、一致団結した結果が、見事優勝。私達が優勝することができたのは、個々の力もさることながら、私達の団結力が他県チームを上回った結果ではないでしょうか。

さて、来年、私たちは追う立場から追われる立場に変わります。愛媛社労士会ソフトボールチームは「連覇」という目標を掲げ、これからも練習に励んでいきます。メンバーも絶賛募集中です。

最後に、チーム活動にご協力、応援を下さった皆様、ありがとうございました。



お知らせ

(事務局)

8月21日(木) 労働安全衛生研修会

9月28日(日) 中国・四国地域協議会フォーラム(香川)

近日中にお知らせいたします。

10月9日(木) 中予支部会・研修会

8月14日(木)・15日(金)は夏期休暇となります。
ご迷惑おかけしますが、よろしく願いいたします。

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お悔やみ申し上げます

中予支部会員（開業）向井英壽氏は、平成26年5月26日に、ご逝去されました。生前の御遺徳を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

会員数一覧表

| 〈個人会員〉 | | 平成26年7月1日現在 | | | |
|--------|------|-------------|------|-----|--|
| | 東予支部 | 中予支部 | 南予支部 | 合計 | |
| 開業 | 73 | 156 | 24 | 253 | |
| 法人の社員 | 2 | 13 | 0 | 15 | |
| 勤務 | 12 | 27 | 4 | 43 | |
| その他 | 2 | 21 | 2 | 25 | |
| 合計 | 89 | 217 | 30 | 336 | |

〈法人会員数〉

| 区分 | 東予支部 | 中予支部 | 南予支部 | 合計 |
|------|------|------|------|----|
| 法人会員 | 1 | 5 | 0 | 6 |
| 合計 | 1 | 5 | 0 | 6 |

編集後記

え～、年度更新と算定届がとりあえず終わり、落ち着きつつある今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。やっぱり「夏は、暑いねえ」じゃなく、「あつは、なついねえ」と、ボケたくなる季節です。ん、お前は、季節関係なく年中ボケてるやないか！てなわけで、ビールや焼酎で「かんぱ～い」と身体を少し遊ばせながら、健康管理に注意して「なついあつ」じゃなく「暑い夏」を乗り切っちゃいましょう！
(S)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
電話 (089) 907-4864
ファクシミリ (089) 923-1133
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横本 恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社